

報告第 1 2 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、報告する。

令和 8 年 6 月 2 2 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 和解の相手方 | 杵築市在住 個人（1 人） |
| 2 | 和解の要旨 | 町は、相手方へ損害賠償金 4 7, 1 4 6 円を支払う。 |
| 3 | 事件の概要 | 令和 8 年 1 月 7 日午後 4 時 3 0 分頃、町道須崎新田線
日出町 3 4 6 5 番 3 付近において、相手方所有の車両
が当該町道から店舗駐車場に進入しようとした際に、
付近の縁石ブロックが浮き上がり、車両下部に接触し、
同部分が損傷した。 |
| 4 | 専決年月日 | 令和 8 年 6 月 3 日 |